

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	地方自治法
根拠条項	第238条の4第9項
処分の概要	行政財産の使用許可の取り消し
法令の定め	<p>第7項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。</p> <p>(参考) 第238条の4第7項 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。</p>
処分基準	<p>○教育財産規則施行規程（昭和47年4月1日教育委員会教育長訓令第5号） 教育財産使用許可書（別記第9号様式その1） （使用許可の取り消し又は変更）</p> <p>8 教育長（部局長）は次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は変更することができる。</p> <p>ア 使用者が許可の条件に違反したとき。</p> <p>イ 道において公用又は公共用に供するため使用許可物件を必要とするとき。</p>
処分担当課	行政財産を管理する本庁の局、本庁の室、教育局、又は所管機関（道立学校を除く。）
問い合わせ先	教育庁総務政策局施設課施設企画係（電話：011-231-4111（内線35-488））
備考	（公表アドレス http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/gst/syobun2.htm ）